

【資料5】

熊本市議会災害対策会議設置要綱

平成28年9月6日制定

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることにより、市議会として、共通認識を持ち、災害時に即応できる体制の整備を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 議長は、地震及び風水害等の災害の発生に際し、必要と認める場合に議会災害対策会議を設置することができる。

2 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議会災害対策会議を設置することができる。

3 議長は、議会災害対策会議を設置したときは、市長に通知する。

(組織)

第3条 議会災害対策会議は、議長、副議長及び議会運営委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 議会災害対策会議に会長及び副会長1人を置き、それぞれ議長及び副議長をもって充てる。

2 会長は、議会災害対策会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じ議会災害対策会議を招集することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、他の議員に対し、議会災害対策会議への出席を求めることができる。

(所掌事務)

第6条 議会災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員より収集した被災情報を、熊本市災害対策本部（以下「市本部」という。）に提供すること。
- (2) 市本部から報告を受けた災害情報を、議員に提供すること。
- (3) 市本部に要望及び提言を行うこと。
- (4) 国、県その他関係機関に対し要望活動を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。

(庶務)

第7条 議会災害対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議会災害対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。